

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
円山整形外科医院	岡山市中区円山八八番地一	令和 八年 二月 一日
かねまつ小児科	倉敷市沖新町九二一六	
山岡医院	倉敷市玉島勇崎九九六番地の六	
さとう消化器肛門外科	笠岡市笠岡字絵下谷四一〇一一番一	
しおつか泌尿器科クリニック	総社市金井戸一六八番地一	
にしおか耳鼻咽喉科	岡山市北区御津字垣一六九一―四	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いけだ歯科クリニック	岡山市中区藤崎一三六二二	令和 八年 二月 一日
すぎやまデンタルクリニック	岡山市南区新保一三一四一二 ディアリオC	
ささき矯正歯科クリニック	赤磐市沼田字下打越九三六一四	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みなと薬局円山店	岡山市中区円山八八番七	令和 八年 二月 一日
あしたか薬局雄町北店	岡山市中区雄町三一三番一	
東津山薬局	津山市川崎一一三五一三	
あおば薬局	津山市宮尾二八五一二一	
コスモス薬局	玉野市迫間二一三七一一	
ウエルシア薬局 新見高尾店	新見市高尾七八九番地一	
成広薬局はら店	岡山市北区御津字垣一六八七一一	